

酪農実習生受入協議会 実習生受入要領

1. 資 格

【対象者】健康で、満 18 歳以上の男女で下記のいずれかに該当する者とする。

- 1) 未経験者の方でも牧場や酪農に興味のある方
- 2) 原付・普通免許証を持っている方
- 3) 酪農後継者として実習したい方
- 4) 将来、実習を基に酪農を職業としたい方（酪農ヘルパー・結婚等）
- 5) 酪農実習を体験したい方 ※経験者によっては面談で賃金の優遇措置も考慮。

2. 実 習 期 間

来町してから 1 年間（最低 6 ヶ月）とする。但し、契約実習期間が切れる前であれば、牧場主・実習生の間で両者合意の上で期間の短縮・延長をできるものとする。

受入前に実習生から希望があれば、牧場主と協議の上、1 週間程度の酪農体験期間を設けることとする。

3. 実 習 時 間

午前 5 時～午後 7 時※受入牧場により多少の差あり。（実働 8 時間程度）

また、繁忙期には時間の延長もあり得る。

4. 実 習 内 容

- 1) 乳牛の飼育管理 朝夕の搾乳、牛舎の清掃、飼料給与、牛の手入れ
- 2) 飼 料 収 穫 作 業 牧草の乾燥上げ、デントコーンの収穫作業
- 3) その他酪農に関わる作業（農家の家事手伝い 等）
※ 2) については季節による作業

5. 実 習 手 当 （支給日は毎月 20 日締めの特月 20 日支払い）

	月 額 手 当 支 給 額	日 額 手 当 支 給 額
月 額 手 当 支 給 額	228,000	7,600
食 費 控 除	47,000	1,500
健 康 保 険 控 除		
諸 経 費 一 部 負 担		
差 引 手 取 額	181,000	6,100

- 1) 酪農体験期間は手当の支払いを行わないこととし、期間中は協議会から受入農家に 1 日あたり 1,000 円の謝礼を支払う(支払い上限は 7 日とする)
- 2) 但し、最初の 1 ヶ月は見習い期間として実習を行った日のみ日割り計算とする。
- 3) 北海道最低賃金（1 時間当たり@920×8 時間=7,360<7600 円）
- 4) 2 ヶ月目から手取額 181,000 円
- 5) 昇給有り 1 年経過後 2 年目：月額 5,000 円（日額 200 円）増額することとする。また、3 年目以降再雇用となった場合については別途協議する。
- 6) 日額手当 1 日 7,600 円（手取額 6,100 円）※所定の休暇を消化出来ない、または出来なかった場合に翌月の実習手当支給日に支給する。
- 7) そ の 他 作業着等現物支給

6. 休 日

- 1) 4 週 4 回（不定的となる場合あり。また、時には朝の作業のみの手伝いを願う場合もあり。）
- 2) 6 ヶ月間以上の実働者は 3 日の有給休暇あり。1 年間以上の実働者は 1 週間の有給休暇あり。

7. 実 習 生 待 遇

- 1) 住み込みを希望の場合、受入牧場と相談
- 2) 地元青年女性団体との交流機会あり。（任意）
- 3) 不慮による一時帰省等の配慮。
- 4) 病気・怪我等による休日の配慮※必ず病院で診断を受けること。
- 5) 労災保険、傷害保険、健康保険の加入（牧場主負担、但し健康保険のみ実働者の 3 割負担となり賃金より控除。また、体験期間の傷害保険については全額実習生の負担とする）
- 6) 自動車の貸与 ※牧場主の判断により見合わせる場合あり。

8. 旅 費 支 給

- 1) 1 年以上の実習契約期間を満了した者については航空運賃の往復分を帰省時に支給（区間は女満別空港から実習生の帰省する最短距離空港まで）する。
- 2) 6 ヶ月以上 1 年未満の実習契約期間を満了した場合には航空運賃の片道分を帰省時に支給する。
- 3) 契約期間に満たないうちに帰省した場合には支給しないこととする。
- 4) 支給する航空運賃は帰省する日の一般運賃とする。
- 5) 道内実習生で航空便がないところは、帰省する日の一般特急グリーン料金を支給する。

9. 実習生募集方法

実習生の受入が可能な農家がある場合、酪農実習生受入協議会役員会にて募集時期・方法について協議の上、決定し、募集する。

10. 応 募

電話連絡または履歴書（写真付）を郵送していただくこととする。応募後、酪農実習に関わる案内書を送付。

11. 採 用

応募者の中から履歴、動機等を考慮して、採用決定を行う。また、採用の可否については書面等で本人宛てに通知する。（在学中の場合は学校宛て）

12. 受入農家の責務

- 1) 受入農家は酪農実習生受入協議会にて開催する行事（研修旅行、歓迎会、送迎会等）には実習生を参加させること。尚、参加した日については休日と相殺しないこと。
- 2) その他青年団体等への参加については実習生本人の意思を尊重すること。
- 3) 実習生の受入期間中において「自動車・作業機」等の運転が必要な場合は、受入農家の判断と責任において許可するものとし、事故等については組織の責任外とする。
- 4) 実習生の受入期間中、実習生が私用のため自動車等を使用する場合においても上記 3) と同様とする。尚、実習生が使用する自動車等の任意保険は実習生が対象になるように加入すること。
- 5) 体験期間中には、上記事項は当てはまらない。

13. 本要領に定めのない事項については、別途協議する。

以上の内容で受け入れを行うことに相違ありません。

令和 年 月 日

印